

酒田港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和 7 年 1 月

酒田港港湾管理者
山 形 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・令和2年 1月第29回山形県地方港湾審議会
- ・令和2年 2月交通政策審議会第78回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・令和5年 9月第30回山形県地方港湾審議会
- ・令和5年10月交通政策審議会第90回港湾分科会

の議を経た酒田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 旅客船埠頭計画	3
3 小型船だまり計画	4
その他重要事項	5
1 港湾の再開発	5
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	5
2 港湾施設の利用	6
(1) 物資補給等のための施設	6

変更理由

- 1 漁船の大型化および多様なクルーズ船の需要等に対応するため、本港地区において公共埠頭計画を変更する。
- 2 多様なクルーズ船の需要に対応するため、本港地区において旅客船埠頭計画を追加する。
- 3 一般国道112号実生橋の拡幅に伴い、本港地区において小型船だまり計画を変更する。
- 4 旅客船埠頭計画の追加に伴い、港湾の再開発に関する事項を変更する。
- 5 旅客船埠頭計画の追加に伴い、港湾施設の利用に関する事項を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 本港地区

漁船の大型化および多様なクルーズ船の需要等に対応するため、公共埠頭を次のとおり変更する。

水深5.5m 岸壁1バース 延長70m [既設の変更計画] H1

水深4.5m 岸壁1バース 延長70m [既設の変更計画] H1

埠頭用地 1.4ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深4.5m 岸壁2バース 延長140m H1

埠頭用地 2.4ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

2 旅客船埠頭計画

2-1 本港地区

2-1-1 東埠頭

小型の高級クルーズ船等の多様なクルーズ需要に対応するため、以下の施設について計画する。

水深7.5m 岸壁1バース 延長260m [新規計画] H4

埠頭用地 0.3ha (旅客施設用地) [新規計画]

3 小型船だまり計画

3-1 本港地区

一般国道112号実生橋の拡幅に伴い、次のとおり変更する。

本港地区漁船だまり

物揚場 水深2m 延長520m [既設の変更計画]

埠頭用地 0.7ha [新規計画]

既設

本港地区漁船だまり

物揚場 水深2m 延長526m

その他重要事項

1 港湾の再開発

旅客船埠頭計画の追加に伴い、以下のとおり変更する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

以下を削除する。

既定計画

本港地区においては、小型の高級クルーズ船等の多様なクルーズ需要に対応し、港における賑わい空間を形成するため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

2 港湾施設の利用

旅客船埠頭計画の追加に伴い、以下のとおり変更する。

(1) 物資補給等のための施設

以下を削除する。

〔	既定計画	〕
	本港地区	
	水深 7.5 m 岸壁 2 バース 延長 260 m (物資補給岸壁)	
	[既設] H4	



变更箇所位置图

